

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和5年3月 15 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**国 民 年 金 関 係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2200219号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第2200017号

## 第1 結論

平成2年3月、同年5月、同年9月、同年12月及び平成3年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成2年3月  
② 平成2年5月  
③ 平成2年9月  
④ 平成2年12月  
⑤ 平成3年2月

私は、平成元年8月の結婚を機に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、同年12月から、夫婦二人分の国民年金保険料を私の預金口座において口座振替により納付していた。預金口座の残高不足により口座振替ができなかった請求期間①から⑤までに係る保険料については、後日送られてきた納付書に現金を添え、金融機関の窓口で、夫婦二人分の保険料を同じ日に、私が妻が納付したはずなのに、国の記録では、当該期間に係る保険料が未納となっている。また、請求期間⑤については、国の記録では、妻の保険料のみ納付済みとなっている。

請求期間①から⑤までの国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、当該期間に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国の記録では、請求期間①から⑤までに係る国民年金保険料は未納となっており、請求期間⑤に係る保険料については請求者の妻のみ納付済みとなっているが、預金口座の残高不足により口座振替ができなかった請求期間①から⑤までに係る保険料は、請求者又は請求者の妻が、後日送られてきた納付書に現金を添え、金融機関の窓口で、夫婦二人分を同じ日に納付したはずである旨主張している。

しかしながら、請求者及び請求者の妻は、請求期間①から⑤までに係る国民年金保険料の納付時期や納付書の発行元等について具体的なことは覚えていない旨陳述していることから、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間①から④までについて、オンライン記録によると、請求者の妻についても当該期間と同期間に係る国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、請求期間⑤について、オンライン記録によると、請求者の妻については当該期間と同期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっているところ、i) 請求者の妻は、夫婦二人分の口座振替ができなかった時の保険料について、納付書が届いた順番で納付しただけで、夫婦二人分の納付書がそろってから同じ日に納付したとは限らないと思う旨陳述していること、ii) オンライン記録において、請求者及び請求者の妻に係る国民年金保険料がいずれも納付済みとなっている期間（ただし、口座振替により納付済みとなっている期間を除く。）に係る保険料の収納年月日は、それぞれ別の日となっていることから、夫婦二人分の保険料を同じ日に納付していたとする請求者の主張を裏付けるような状況はうかがえず、請求期間⑤と同期間に係る請求者の妻の保険料が納付済みであることのみをもって、請求者の当該期間に係る保険料が納付されていたと推認することは困難である。

加えて、請求者が請求期間当時、住民票上の住所地であったとしているA市B区は、当該期間当時の国民年金加入者に係る資料については保管していない旨回答している上、請求者及び請求者の妻が請求期間①から⑤までに係る国民年金保険料を納付したとしている金融機関に照会したが、請求期間当時の領収済通知書等の納付を示す関連資料は確認できない旨回答していることから、請求期間①から⑤までに係る保険料が納付されていたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。